

ベトナム：実質的支配者に関する新ガイダンス発行の影響と潜在的な課題

アジアニュースレター

2025 年 8 月 28 日号

執筆者:

[ハー・ホアン・ロック](#)

h.h.loc@nishimura.com

[カオ・バオ・チャン](#)

c.b.tran@nishimura.com

[ファン・ティ・チュ・ウエン](#)

p.t.c.uyen@nishimura.com

[今泉 勇](#)

i.imaizumi@nishimura.com

[グエン・カイン・ラム](#)

n.k.lam@nishimura.com

I はじめに

企業統治と透明性の強化に向けた一歩として、ベトナムは「企業法改正法 76/2025/QH15」（「企業法 59/2020/QH14」と合わせて以下「改正企業法」といいます）を公布し、企業登録の観点から「実質的支配者（Beneficial Owner、以下「BO」といいます）」の概念を導入しました。当事務所では、改正企業法に基づく BO 制度の背景や注目すべき点について、ニュースレターを発行しています（アジア・ニュースレター（2025 年 6 月 30 日）をご参照ください）。

改正企業法は BO を特定するための詳細な基準を示していなかったため、政府は、このギャップを埋めるため、政令 168/2025/ND-CP（以下「政令 168 号」といいます）および通達 68/2025/TT-BTC（以下「通達 68 号」といいます）を発行し、いずれも 2025 年 7 月 1 日から発効しています。本ニュースレターでは、政令 168 号および通達 68 号に基づく BO に関する詳細なガイダンスについて解説するとともに、新規制下で BO を特定する際のいくつかの注目すべき課題や、これらの要件が企業、投資家、そして BO 自身を含む様々なステークホルダーにどのような影響を与える可能性があるかについても検討します。

II BO 規制の概要

1. BO の定義

改正企業法では、BO を「(i)定款資本の実質的所有権を有する個人、または(ii)当該企業を支配する権利を有する個人」と定義しています。ただし、国家が定款資本の 100%を保有する企業の直接所有者代表や、国家資本の企業への投資管理に関する法律に基づき、株式会社または複数の社員からなる有限会社の国家資本の代表者は除かれます¹。金融活動作業部会（FATF）の勧告と同様に、ベトナムにおける BO は個人、すなわち自然人のみを意味します。

¹ 改正企業法 4.35 条

政令 168 号は BO の基準を以下のいずれかを充足する場合という形で明確にしています²。

- 所有権基準を充足するためには、個人が直接的または間接的に（つまり、他の組織を介して）企業の定款資本または総議決権株式の 25%以上を保有する必要があります。
- 支配権基準を充足するためには、個人が以下のいずれかの事項に対する支配権を有する必要があります。
 - 取締役会の過半数または全員の選任、解任、または罷免
 - 社員総会または取締役会の議長、法定代表者、または総括取締役の選任、解任、または罷免
 - 企業の定款の修正または補足
 - 企業の組織および管理構造の変更
 - 企業の再編または解散

政令 168 号は、所有権基準と支配権基準の両方を並行して適用・検証できることを明確にしています。言い換えれば、所有権基準に基づいてある個人を BO と特定したとしても、支配権基準に基づいて BO を特定する義務が企業から免除されるわけではありません。多くの場合、企業における真の権限は、多大な株式を保有する者ではなく、他の手段を通じて戦略的意思決定に影響を与える者にあります。

改正企業法は、国家が完全に所有する企業や国家資本投資における国家の代表として行動する個人を BO の範囲から明示的に除外していますが、民間企業への投資家の株式を代表するその他の個人の場合については言及していません³。この場合、後記 II.3 で説明するように、それらの個人には常に BO 関連の義務が発生するようです。

2. 適用対象

BOに関する新規制は、一名有限会社、二名以上有限会社、株式会社、合名会社を含む、法人格を持つほとんどの企業に適用されます⁴。

3. BO 規制に基づく新たな義務

(1) 情報開示義務

- **開示時期：**
 - **最初の開示：**
 - 2025 年 7 月 1 日以降に設立される企業は、設立時に BO 関連情報を申告する必要があります⁵。

² 政令 168 号 17 条

³ 改正企業法 4.35 条

⁴ 改正企業法 4.35 条

⁵ 2025 年 6 月 17 日付け企業法改正法 3.1 条

- 既存の企業は、企業登録詳細の変更を申請する次の機会に、BO 関連情報を申告する必要があります⁶。
 - **その後の開示:**
 - 公開会社を除くすべての企業は、関連する変更があった日から 10 日以内に BO 関連情報を更新しなければなりません⁷。
- **開示される情報:**
 - 改正企業法は、BO 自身の情報だけでなく、当局が BO を特定するために利用できる情報も開示することを要求しています。具体的には、企業は以下の情報を開示する必要があります。
 - 所有権基準または支配権基準に基づいて BO とみなされる個人の所有者、または各個人の社員または株主の氏名、生年月日、性別、国籍、本人確認書類の詳細、および連絡先住所⁸。
改正企業法は、BO の所有権基準を直接的および間接的な両方の所有権に基づいて明確に定義していますが、政令 168 号および通達 68 号は、直接的な株式所有を持つ BO についてのみ開示が必要であることを示しています。
 - 総議決権株式の 25%以上を保有する各組織株主の名称、企業登録情報、本店所在地、および具体的な持株比率⁹。なお、改正企業法は、二名以上有限会社に同様の義務を課していません。

(2) 記録保持義務

すべての企業は、ベトナム当局に申告された最新の BO リストを、紙・原本または電子形式で保持する責任があります¹⁰。

FATF 勧告では、所有権または支配権によって個人が特定できない場合、デューデリジェンスの目的で、その法人の上級管理職を BO として特定し記録すべきであると求めています¹¹。しかし、改正企業法にはそのような要件がないため、ベトナム企業の BO 記録保持義務は、所有権基準または支配権基準を明確に満たす個人の範囲に限定される可能性があります。

⁶ 2025 年 6 月 17 日付け企業法改正法 3.1 条

⁷ 改正企業法 31.1 条、政令 168 号 52 条

⁸ 政令 168 号 18 条、通達 68 号様式 10 号

⁹ 政令 168 号 18.3 条

¹⁰ 改正企業法 8.5 条 a、政令 168 号 19 条

¹¹ FATF (2023) 「実質的所有者情報」、法人の実質的所有者に関するガイダンス、FATF、パリ、第 33 節、15 頁、入手先：
<http://www.fatf-gafi.org/publications/FATFrecommendations/guidance-beneficial-ownership-legal-persons.html> (2025 年 8 月 1 日アクセス)

4. BO 関連義務を遵守しなかった場合の帰結

現時点では、制裁規定が不足しているため、BO 関連義務違反の法的・実務上の結果は不確実なままです。しかし、首相が 2024 年 2 月 23 日に公布した決定第 194/QD-TTg 号の精神に基づき、違反に対して「[...]適切で、効果的で、均衡の取れた、抑止力のある措置を適用する」ことが計画投資省（現在は財務省）に割り当てられており、近いうちに罰則に関する規制が発行されるのではないかと考えられます。

具体的な罰則が公布されるまでは、違反は企業登録に関する一般的な行政規則に基づいて処理される可能性があります。例えば、虚偽または不正確な情報を提出した場合、または規定された期間内に変更を通知しなかった場合、企業は 2,000 万ドンから 3,000 万ドン程度の罰金を科される可能性があります¹²。

Ⅲ BO を特定する上での潜在的な課題

1. 企業およびその他ステークホルダーにとってのコミットメントと利害のレベルの相違

改正企業法における BO 関連義務は、所有者、社員、株主、または BO 自身ではなく、専ら企業に課されています。当該理由により、特に間接的な利益所有権や、所有者等が支配権を持つ契約上の取り決めといった機密性の高い問題に関連する場合、他のステークホルダーが BO 関連義務の遵守に協力するための法的根拠や実務上のインセンティブが不足している可能性があります。さらに、BO 自身に関する情報がデータプライバシーに関する他の法律によって保護される可能性があるという事実は、企業が関連するステークホルダーからそれをどのように追及するのか、また、それができたとしても、その結果として企業にどのようなデータ保護義務が発生するのかという懸念を生じさせます。

2. 支配権基準の不明確な範囲と意味合い

所有権基準と比較して、支配権基準の範囲と意味合いはより不明確です。改正企業法もそのガイダンス規制も、以下のいずれかの状況に該当する個人が支配権基準を満たすかどうかを明示していません。

(1) 法律または契約による拒否権

拒否権とは、特定の決定を一方的に阻止または防止する個人の能力を指し、事実上、企業の問題に対する消極的な支配権を保有者に与えます。拒否権を生じさせる可能性のある典型的な手段には、定款、株主間契約、合併契約などがあります。新規制の適用にあたり、ベトナム当局は慎重になる傾向があり、拒否権を積極的な支配権と同じように扱う可能性があります。もしそうであれば、契約上または法令上、拒否権を持つすべての個人が BO とみなされることになります。とはいえ、上記 III.1 で述べたように、企業は、ステークホルダーが契約上の拒否権を保有しているかどうかを確認するのに良い立場にないかもしれません。

(2) 委任代表者、会社社長、社員総会メンバー、または取締役会メンバー

改正企業法は、国家資本の代表者のみを明示的に除外しており、当該代表者は自動的に BO とはみなされま

¹² 政令 122/2021/ND-CP43 条

せん¹³。これは、会社社長や、有限会社の社員総会メンバー、株式会社の取締役会メンバーを含む、その他の委任代表者が、たとえそのような者の意思決定権が単に他の主要な組織ステークホルダーに代わって行使されるだけであっても、支配権基準を満たし、BO 関連義務を発生させる可能性があることを意味します。FATF 勧告は、「事業活動に根本的に影響を与える戦略的決定に責任を負う」上級管理職の個人が、法人の業務に対する支配権を行使する上でどのように積極的な役割を果たすかに応じて、特定の状況下で BO とみなされる可能性があるとして述べています¹⁴。したがって、事実上企業に対する実質的な支配権を行使する上級管理職の個人は、BO として特定され、記録されるべきです¹⁵。それにもかかわらず、ベトナム法はその定義にオープンエンドなアプローチを採用していないため、BO に関する懸念は主に、ベトナム企業の会社社長、社員総会メンバー、または取締役会メンバーの場合に発生することになります。

(3) 企業とその主要役職員に対する実質的影響力の保有（政令 168 号に具体的に記載されていないケース）

改正企業法は、BO を企業を所有または支配する個人として規定していますが、「影響力」やその他の非公式な取り決めには明示的に言及していません。「特定の主要な事業活動に関する決定権」にまで「支配」を拡大していた政令 168 号に先行する草案と比較すると、ベトナム当局は意図的に明確なアプローチを採用し、支配権基準は上記 II.1 にリストされている特定の事項に限定されるようにしているようです。また、例えば、家族関係、評判、個人的なつながり、顧問としての地位、またはその他の非公式な取り決めを通じて、個人が企業に対して事実上の影響力を行使する状況を明示的に網羅する規定もありません。対照的に、FATF 勧告は、家族関係や信頼できる影響力などの非公式な手段が、効果的な支配につながる場合、BO に相当することを明確にしています¹⁶。

(4) 企業に対する共同支配

ベトナム法は、共同または集団的な支配について比較的沈黙しており、BO を所有権基準または支配権基準を単独で満たす個人として、単数形で定義しているようです。改正企業法もそのガイダンス規制も、複数の個人が一緒に支配権を行使するシナリオを明示的に議論していません。例えば、2 人または 3 人の個人がそれぞれ会社の 20% を保有し、協調して株式を投票するという口頭での合意がある場合、ベトナム法上、当該個人の誰も BO とはみなされないようです。

参考までに、FATF 勧告は、共同支配を明確に想定しており、固定された割合の閾値のみに依存すると、所有権が分散している状況を見逃す可能性があることを強調しています¹⁷。決定的に重要なのは、FATF 勧告が、

¹³ 改正企業法 4.35 条

¹⁴ FATF (2023) 「支配/その他の手段による実質的所有 (“しきい値を超えて”）」、法人の実質的所有者に関するガイダンス、FATF、パリ、第 45 節、18～19 頁、入手先：<http://www.fatf-gafi.org/publications/FATFrecommendations/guidance-beneficial-ownership-legal-persons.html> (2025 年 8 月 1 日アクセス)

¹⁵ FATF (2023) 「実質的所有者情報」、法人の実質的所有者に関するガイダンス、FATF、パリ、第 33 節、15 頁、入手先：<http://www.fatf-gafi.org/publications/FATFrecommendations/guidance-beneficial-ownership-legal-persons.html> (2025 年 8 月 1 日アクセス)

¹⁶ FATF (2023) 「実質的所有者情報」、法人の実質的所有者に関するガイダンス、FATF、パリ、第 133 節、48～49 頁、入手先：<http://www.fatf-gafi.org/publications/FATFrecommendations/guidance-beneficial-ownership-legal-persons.html> (2025 年 8 月 1 日アクセス)

¹⁷ FATF (2023) 「実質的所有者情報」、法人の実質的所有者に関するガイダンス、FATF、パリ、脚注 27、15 頁、入手先：<http://www.fatf-gafi.org/publications/FATFrecommendations/guidance-beneficial-ownership-legal-persons.html> (2025 年 8 月 1 日アクセス)

複数の株主が、誰も単独で支配していなくても、集合的に支配権を行使できることを認めていることです。平易な言葉で言えば、支配権が共有されている場合、支配している各当事者が BO として特定されるべきです。

IV ステークホルダーへの影響

1. 企業の観点から

現在の法的規定は、BO 申告義務の不遵守が、企業の行政手続きを停滞させる可能性があることを示唆しているにすぎません。制裁規制が間もなく発行されたとしても、企業が BO の特定にどの程度責任を負うべきかという大きな問題が残ります。これは、法律が企業に BO を「自己特定」するための基準を定めるだけで、他の関係するステークホルダーに協力を義務付けるためのさらなる法的根拠を提供していないためです。立法者が、企業が自らの知識と自己判断の努力の範囲内で情報を申告することを期待しているだけなのか、それとも企業が BO を正確かつ迅速に特定するために必要なすべての措置を講じることを意図しているのかは不明です。後者の場合、上記 III.1 で述べたように、企業は BO 情報を独自に検証・監視するための十分な法的根拠を持たない可能性があります。

このような明確な規制がない状況で、企業が法的コンプライアンス、制裁からの保護、そして自身や他のステークホルダーに不当な負担をかけないための解決策をどのように見つけるかは確かではありません。

企業の観点からは、所有者、社員、または株主に対して、改正企業法に基づく BO 関連義務を遵守するために十分な情報を提供するように要求する内部方針を発行するという選択肢があります。それでも、そのような内部方針の下での開示義務の対象、内部方針を拘束力のあるものにできる可能性、およびステークホルダーが遵守を拒否した場合の結果など、慎重な検討を要する多くの問題が残ります。

2. 投資家の観点から

ベトナム法は、企業以外のステークホルダーに BO 情報を開示する義務を課していませんし、企業による BO 情報の編集を促進することについてもステークホルダーに義務を課していません。したがって、開示義務を明示的に負う当事者以外の個人・企業は、不遵守による法的罰則や責任に服することはありません。

しかし、上記で示唆したように、投資家は、企業の情報開示を強制するため内部方針や、直接的な情報要求を遵守しない場合の影響を考慮すべきです。特に、取られるべきアプローチは、主要なステークホルダーである投資家（その利害は基本的に企業と一致する）と、小規模なステークホルダーである投資家（企業の執拗な情報収集を必ずしも支持しない可能性がある）とでは大きく異なる可能性があります。

BO 規制は、投資家にとって、M&A 取引を構築する際に徹底的な検討を必要とする重要な要素となるでしょう。具体的な例としては、投資家が家族経営の企業の株式を取得する場合、個人との投資委託契約を履行したい場合、または多層構造を通じて投資資本を注入したい場合などがあります。特定の状況に応じて、BO 規制より追加の行政手続きや、投資構造または規制遵守に関連するベトナム当局からの問い合わせが発生する可能性があります。

3. BO の観点から

正当な利益を保護するために、個人は BO 規制だけでなく、個人データ保護に関する規制など、その他の関連規制についても認識し、理解する必要があります。特に、個人は、法律で要求される範囲でのみ、当局に情報を開示すべきです。その上で、当該個人は企業に対して、指定されたとおりに情報を収集、使用、保護するよう求めるべきです。

さらに、BO は、BO 情報が、企業の提携関係の確認やマネーロンダリング対策など、様々な目的で国家当局間で保持および流通される可能性があるため、責任を持って正確に BO 情報を開示することの重要性を理解する必要があります。

4. 結論と推奨事項

企業法観点からのベトナムの実質的支配者制度は、依然として形成段階にあり、まだ解決されていない多くの実務上および法的な問題があります。BO に関する情報を特定し文書化する際には、慎重なアプローチと継続的な法的動向の注視が最善の方法であり続けます。

改正企業法に基づくベトナムの BO 要件は、FATF 勧告に対処することを目的としていますが、BO の範囲には依然として違いが存在します。したがって、企業、投資家、および BO は、BO 関連義務の遵守について法律と当局がどのように管理しているかについて迅速に情報を得られるよう、この分野の規制動向を注意深くフォローすることが賢明でしょう。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com